

待機児童の状況に応じた保育所面積基準の弾力的運用により、保育の質を確保しつつ、待機児童を減少

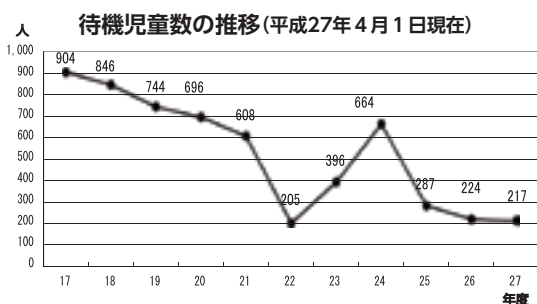


問い合わせ先 大阪市子ども青少年局保育施策部保育企画課
 ☎ 06-6208-8031 http://www.city.osaka.lg.jp/shimin_top/category/705-6-1-0-0.html

国を上回る保育所の面積基準を基本としつつ、待機児童が多い地域の保育所には、特例措置として国の基準より緩和した基準を適用するなど、地域の実情に応じた弾力的な保育所基準の運用により、保育の質を確保しつつ、待機児童の減少を実現



↑市内保育所の外観 →左記保育所のほふく室



1人当たりの面積基準	国の基準	大阪市の基準 ()内は待機児童が発生している区域の保育所の場合
0歳児	乳児室	1.65㎡以上 / 5㎡以上(1.65㎡以上)
	ほふく室	3.3㎡以上 / 5㎡以上(1.65㎡以上)
1歳児	乳児室	1.65㎡以上 / 3.3㎡以上(1.65㎡以上)
	ほふく室	3.3㎡以上 / 3.3㎡以上(1.65㎡以上)
2歳児以上	保育室	1.98㎡以上 / 1.98㎡以上(1.65㎡以上)

※青字は大阪市の基準が国の基準を上回る
赤字は // を下回る

取組の背景 保育の質の確保と十分な入所者数の両立が課題に

大阪市では、保育所の認可基準のうち、1人当たりの乳児室面積を従来から国の基準(1.65㎡以上)を上回る「5㎡以上」で運用してきた一方、待機児童が数百人規模で存在しており、①児童が安心・安全に過ごせる環境を確保することと、②待機児童が多い地域において、ひとりでも多くの子どもが保育所に入れるようにすること、の2つを両立させることが課題となっていた。

取組の概要 ほふく室の床面積について、国の基準を条例で緩和

第1次一括法による児童福祉法の改正を踏まえ、「大阪市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例」を定め、0歳児・1歳児1人当たりほふく室(乳児がはいはいをする部屋)面積について、国が一律に定めていた省令基準(3.3㎡以上)を、市の条例基準により0歳児は「5㎡以上」に引き上げ、1歳児は国の基準どおりとした(平成24年4月施行)。

また、国の省令基準は「従うべき基準」とされているが、一部の市町村に限り、平成26年度末までの特例措置として、「標準」とされたことを踏まえて、市独自の基準として、待機児童が多いと市長が認めた地域の保育所は、0歳児・1歳児1人当たり面積について、省令基準を下回る「1.65㎡以上」まで緩和できるようにした(本特例措置は、平成31年度末まで5年間延長された)。

取組の成果 保育の質を確保しつつ、待機児童を減少

- 待機児童の状況などに応じた保育所面積基準の弾力的な運用により、余裕を持ったスペースで保育を行うことが可能となるとともに、待機児童が多い地域ではひとりでも多くの子どもを受け入れることが可能となった。こうした取組の他、保育所などの整備による入所枠の拡充や、国の基準内で定員を超えて児童を受け入れる定員の弾力化も相まって、待機児童の減少を実現した。
- なお、国の特例措置が5年間延長されたことにより、条例による特例基準の制度を活用して保育所に入所していた約1,800人(平成26年8月時点)の児童のうち、特例措置の終了により退所を余儀なくされたであろう約750人について、入所継続を確保することができた。

地方分権改革との関連

- 従来、保育所の居室面積については、児童福祉法に基づく「児童福祉施設最低基準」(省令)により、全国一律の基準が適用されてきた。しかしながら、大都市のように、待機児童が多く地価が高い地域では、保育所の十分な設置場所の確保が難しいという課題があった。
- 平成23年4月の第1次一括法により、児童福祉法が改正され、上記の基準が条例に委任され、保育所の居室面積は「従うべき基準」となった。ただし、厚生労働大臣が指定する待機児童数などの条件を満たした一部の市町村に限り、特例措置として、平成27年3月31日までの間、従うべき基準が「標準」とされた。この結果、当該市町村においては、地域の保育事情に応じた居室面積を設定することが可能となり、大阪市においては「大阪市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例」を平成24年3月に制定した(同年4月施行)。
- なお、本特例措置は、「平成26年の地方からの提案等に関する対応方針」(平成27年1月30日閣議決定)により、平成32年3月31日まで5年間延長されている。

コラム

児童福祉施設の設備・運営の健康管理基準を充実

新潟市(新潟県)

「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」の条例委任を受け、0・1・2歳の乳幼児の入園需要が多い新潟市においては、平成24年12月、児童の健康管理を強化し、安心して預けられる環境づくりのため、市独自の基準を定めた「新潟市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例」を制定した(平成25年4月施行)。

【独自の基準】

- 全ての保育所における医務室の設置の義務規定を追加
- 乳児のいる保育所に保健師、看護師又は准看護師を配置する努力義務規定を追加
- 給食の特例による自園外調理を削除し自園調理のみとした
- 1歳児に対する保育士配置をおおむね3人につき1人以上に上乗せ
※国の基準はおおむね6人につき1人以上
- 嘱託歯科医の配置の義務規定を追加



児童福祉施設での自園調理の状況

条例に基づく様々な取組により、感染症の拡大予防、子どもの健康状態やアレルギーに配慮した食事提供が可能となり、園児のむし歯有病率も低下傾向(指定都市移行時(平成19年4月)と比較し、約30%低下)にある。

【問い合わせ先】新潟市福祉部保育課 ☎ 025-226-1217